

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第1号

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀山市事務分掌規則（平成18年亀山市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

（3）地域まちづくり協議会に関すること。

第5条第2項第11号中「亀山市関町北部ふれあい交流センター及び」を削り、同項第12号中「亀山市地区コミュニティセンター」の次に「、亀山市地区関町北部ふれあい交流センター」を加える。

第7条第3項第1号中「、亀山市衛生公苑及び亀山市関衛生センター」を「及び亀山市衛生公苑」に改め、同条第6項第3号中「三洲鈴亀農業共済事務組合」を「三重県農業共済組合」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。